

令和2年 5月 7日 開会

令和2年 5月 7日 閉会

令和2年（2020年）第3回

紀北町議会（臨時会）会議録

令和2年（2020年）第3回紀北町臨時会会議録

（第1号）

令和2年5月7日（木曜日）

令和2年(2020年)第3回紀北町議会臨時会

招集年月日 令和2年5月7日(木)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

応招議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

不応招議員

なし

令和2年第3回紀北町議会臨時会議事日程 令和2年5月7日（第1号）

日 程	議 事
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	議案第42号 専決処分の承認を求めることについて
第 5	議案第43号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第1号）
第 6	報告第1号 専決処分の報告について
	閉 会

令和2年（2020年）第3回紀北町議会臨時会会議録

第1号

招集年月日 令和2年5月7日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和2年5月7日（木）

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町長	尾上 壽一	副町長	中場 幹
総務課長	上野 和彦	財政課長	水谷 法夫
税務課長	直江 仁	住民課長	上村 毅
福祉保健課長	宮地 浩	海山総合支所長	植地 俊文
教育長	中井 克佳	学校教育課長	世古 基樹

職務の為出席者

議会事務局長	上野 隆志	書記	佐々木 猛
書記	久保 有謙	書記	家倉 義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

14番 東 清剛

16番 中津畑正量

議事の顛末 次のとおり記載する。

平野隆久議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和2年第3回紀北町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議におきましても、感染予防の観点から、議員、執行部ともマスクの着用を許可することといたします。

また、休憩時には議場の換気を行いますので、ご了承ください。

なお、傍聴者におきましても、同様のご協力をお願いいたします。

ここで、町長より報告の申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、本議会臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

早速ではございますが、本議会臨時会に当たりまして、1件の報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の期間延長についてでございます。

町民の皆様、事業者の皆様には新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。特に県外、町外からの来訪自粛の面から、民宿などの宿泊施設、渡船、釣り堀などのレジャー関係事業所、飲食店などの皆様には経営的に大変厳しい状況の中、大切な家族、町民を守るため、多大なご尽力を頂いており、改めて深く感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言につきましては、4月16日に対象地域が三重県を含む全国に拡大され、三重県では、4月20日から5月6日まで、感染防止対策の徹底や休業要請などの新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に向けた三重県緊急事態措置を実施しておりました。

5月4日には、国において、全都道府県を対象とした緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長され、三重県においても、三重県緊急事態措置の期間を5月31日まで延長とされました。5月4日の延長の決定に併せ変更された基本的対処方針では、特に重点的な取組みを進める

必要がある13の特定警戒都道府県にはこれまでと同様の行動制限を求める一方、三重県を含むそれ以外の34県につきましては、新しい生活様式を徹底することを前提に制限の一部を緩和する方針が示されました。また、5月14日を目途に専門家による感染者数や医療体制の分析などの評価から、状況によっては地域ごとに緊急事態宣言を31日より前に解除する考えも示しております。

三重県では、これらのことを踏まえた新たな方針を5月5日に示し、県外からの来訪、県外への移動の自粛要請の徹底や感染拡大防止と社会経済活動の両立が求められていることから、一部の活動については緩和を行うこととしております。また、感染状況に応じ措置の再強化などに対応できるよう、県独自の仕様作成を進めることとしております。

本町といたしましても、町主催イベントの延期または中止や町管理の公共施設等の利用制限、学校等の休校などについて国から対処方針の変更が示されたことなどから、県の方針を踏まえ、早急に今後の対応を検討してまいります。

町民の皆様には引き続き不要不急の外出を控えていただき、小まめな手洗いなど政府が示している感染防止策を講じた新たな生活様式に取り組んでいただきますとともに、引き続き正確な情報の把握と情報発信に努め、町民の皆様の不安解消と感染防止、人権侵害や風評被害防止に向けた啓発などに取り組んでまいります。議員の皆様におかれましても、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、ご報告いたしまして、本日の会議に当たりましての報告とさせていただきます。

平野隆久議長

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、議事日程を朗読させていただきます。

令和2年第3回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年5月7日（木曜日）、午前9時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて

第5 議案第43号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

第6 報告第1号 専決処分の報告について

以上でございます。

平野隆久議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

平野隆久議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

14番 東 清剛君

16番 中津畑正量君

のご両名を指名します。

日程第2

平野隆久議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3

平野隆久議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る5月1日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集に当たり付議された事件は、専決処分の承認案件と補正予算、専決処分の報告の3件であります。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

本議案の審議に当たっては会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議に当たっては委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

日程第4～日程第5

平野隆久議長

お諮りします。

日程第4 議案第42号から日程第5 議案第43号の2件については提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

異議なしと認めます。

したがって、議案2件については一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会臨時会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により紀北町税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、同条第3項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

議案第43号 令和2年度紀北町一般会計補正予算(第1号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億9,327万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億8,448万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、2件の議案につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしく願いを申し上げます。

平野隆久議長

続いて、議案第42号の内容説明を求めます。

直江税務課長。

直江仁税務課長

皆さん、おはようございます。

それでは、議案第42号についてご説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月7日提出

紀北町長 尾上壽一

直江仁税務課長

2ページ目をお願いします。

専決第4号 専決処分書

紀北町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和2年5月1日

紀北町長 尾上壽一

次に、改正の主な内容につきまして、ご説明させていただきます。

今回の改正は、令和2年4月20日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、地方税においても税制上の措置を講ずるとされるとともに、納税が困難な方への対応として現行法令に基づく期限の延長や納付の猶予等も含め、納税緩和措置等が早期に活用されるよう引き続き問い合わせとか相談を待つだけでなく、周知広報を積極的に行うとされたところでございます。

地方税において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資等行う中小企業等を支援する観点から、設備の適用対象の拡充と適用期限の延長や軽自動車税においては軽自動車取得時に係る環境性能割の非課税措置の延長、また新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者等に対して徴収の猶予制度の特例を設け、納税が困難な方への対応として申請や審査の手続を極力簡素化した上、申請者の置かれた事情に配慮し、迅速かつ柔

軟な対応を行うとされているところで、併せて条例の改正が必要となったためでございます。

説明に当たりましては、法令等の引用や条項等の削除による単に条文番号等の繰上げ等で改正内容に影響ないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

4 ページ目をご覧ください。

4 ページ目上段、附則第10条の2の法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、固定資産税の特例措置の拡充・延長でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加え、適用期限を2年延長する措置でございます。

続きまして、中段、附則第15条の2の軽自動車税の環境性能割の非課税につきましては、昨年10月1日から本年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）で、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置で、その適用期限を6カ月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

次に、下段、附則第23条の新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例に関する手続等につきましては、収入が大幅に減少、前年同期に比べておおむね20%の減少です、した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例となります。

対象の方については、新型コロナウイルスの影響により令和2年2月以降の任意の期間、1カ月以上において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること、一時に納付し、または納付を行うことが困難であること。

対象となる税といたしましては、令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人住民税、固定資産税などほぼ全ての税目が対象となります。これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の税についても、さかのぼってこの特例を利用することができます。

次に、申請なんですけれども、関係法令の施行から4月30日公布なんですけれども、2カ月後または納期限のいずれか遅い日までに申請が必要で、既に納期到来しているものについては6月末までに申請する必要があります。6月末以降についてはそれぞれの納期限までに申請する必要があります。例えば個人住民税の個人が納める普通徴収については、納期限が6月末の1期目、8月末の2期目、10月末の3期目、1月末の4期目であります。固定資産税は、令和2年2月1日の4期目とこれは未納の場合です、次に5月末の1期目、7月末の2期目、

12月末の3期目が対象で、申請書には固定資産税の2月1日の4期目と5月末の1期目、個人住民税は6月末の1期の3つの分を記入することになります。6月末以降のものについては先ほども述べましたが、それぞれの納期限までにその都度記入し、申請する必要があります。

次に、収入の減少等で令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収入状況を記載します。この収入の減少率がおおむね20%以上減少していれば、要件を満たしたことになります。

猶予の額については、現金とか預貯金の残高や現在の支出状況から当面の運転資金等の状況を確認し、それらを差し引きし、税の猶予額を決定します。

あと、猶予の特例の周知については、広報紙やホームページ、ZTVの文字放送など掲載可能なものに掲載し、町民に周知していきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

平野隆久議長

続いて、議案第43号の内容説明を求めます。

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

おはようございます。

それでは、議案第43号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和2年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

令和2年度紀北町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億9,327万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億8,448万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月7日提出

紀北町長 尾上壽一

今回の補正につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策によるもので、

特別定額給付金事業は家計への支援で、外国人を含む全員に1人10万円を、臨時特別給付金事業は子育て世帯への支援で、児童手当の本則給付対象者に1人1万円を給付するための予算で、財源は全額国庫補助金でございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で歳入から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第13款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は15億7,633万2,000円を増額し、16億467万1,000円とするものでございますが、1人10万円を給付する特別定額給付金の事業費と事務費を新たに計上するもので、特別定額給付金事業に充当するものでございます。

第2目・民生費補助金は1,694万円を増額し、3,400万9,000円とするものでございますが、1人1万円を給付する臨時特別給付金の事業費と事務費を新たに計上するもので、子育て世帯臨時特別給付金事業に充当するものでございます。

次に、歳出予算をご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第12目・諸費は15億7,633万2,000円を増額し、15億8,313万4,000円とするものでございますが、1人10万円を給付する特別定額給付金事業で、給付金15億6,000万円のほか電算システム改修費や会計年度任用職員4名分の報酬などでございます。

8ページをご覧ください。

第3款・民生費、第3項・児童福祉費、第3目・児童措置費は1,694万円を増額し、1億6,395万8,000円とするものでございますが、1人1万円を給付する子育て世帯臨時特別給付金事業で、給付金1,470万円のほか電算システム改修費などでございます。

9ページをご覧ください。

9ページからは給与費明細書でございます。職員分から説明をさせていただきます。

11ページをご覧ください。

今回の給付金事業におきまして、職員の時間外勤務手当92万1,000円と管理職特別勤務手当40万円の増額を行うもので、これにより変更後の職員手当が3億6,507万7,000円、合計では12億4,317万4,000円となります。

次に、会計年度任用職員分でございますが、12ページをご覧ください。

会計年度任用職員 4 名分の報酬225万5,000円と共済費 1 万5,000円の増額を行うもので、これにより変更後の合計が 4 億5,455万7,000円となります。

戻りますが、10ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計額は359万1,000円を増額し、16億9,773万1,000円となります。

以上で、議案第43号 令和2年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

平野隆久議長

以上で議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより各議案に対する審議を行います。

日程第 4

平野隆久議長

日程第 4 議案第42号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

大西瑞香君。

5 番 大西瑞香議員

マスクで失礼します。

この徴収猶予の特例に係る手続の条例なのですが、減免に対しての適用はまた後でというか、今回には適用されない条例なんですか。収入が減ったそういう方に対してこういう特例猶予があるんですけども、様々な税金に対する減免に対しての条例とはこれは関わりはないということなんですか。ちょっとその点、確認させてください。

平野隆久議長

直江税務課長。

直江仁税務課長

先ほどの大西瑞香議員の質疑なんですけれども、今回の改正条例に関しては猶予の条例に

なりますので、減免とは違います。関連はないかと思います。

ただ、本税は猶予で払わなければいけないんですけれども、それを猶予するということが担保とか不要で、あとそれに係る例えば遅れて払えないという状況が続くとどうしても納期限から1カ月には延滞金がついてきたりするんですけれども、その延滞金は免除になります。

以上です。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

4月20日に閣議決定されたものを、素早く条例の改正で提示していただいたことは評価したいと思います。

それで、手続は簡単と言いつつなかなか難しいのかなと思うので、説明を聞きましたら、20%下がっている場合と言いますが、現実にするときに、今年の2月以降、前年度のどういう書類を示して20%ぐらい下がるということを証明できるのか、確定申告の書類を出すのかそういうところがちょっと分からないので、お聞きしたいのと、あと早く周知しないと戻る部分もあるんですけれども、広報なんて1カ月遅れになっていくし、特に一般的な広報の仕方をさっきおっしゃられておったと思うんですけれども、より早くスピードを持ってしなければいけないと思いますので、紀北町として具体的にどういう方法を考えておられるのか、お伺いします。

平野隆久議長

直江税務課長。

直江仁税務課長

先ほどの近澤議員のご質疑なんですけれども、収入の分かるものと前年のものというのは申告とか源泉徴収票、様々あると思うので、こちらの税務課のほうにも確認できるものがあると思います。

ただ、現在のものになりますと、2月から収入の分かるようなものなもので、いつも例年申告をうちは国税から依頼して国税のほうの申告を受けたりとか、あと住民税の申告を受けておるんですけれども、その際に住民と直接話をやり取りしながら収入の分かるものということいろいろ示していただいております。

それで、今回のこの猶予の特例なんですけれども、非常にきちっとしているという言い方

はあれなんですけれども、柔軟な対応を取ってくださいと。おおむね20%という言い方なんですけれども、20%という言い方じゃなくておおむねなもので、例えばそのおおむね20%というので、原則は20%を超えていなきゃいけないんですけれども、先の6カ月間のこととかそういったことも考慮しながらということも国・県のほうから指導を受けておりますので、そういった部分でいったら柔軟な対応を取っていきますので、例えば収入が分からないというような話になってきますと、猶予になりますので、本税に対して納付は必ずしていただかなきゃいけないものですから、減免ではありませんので、猶予という部分で収入に関しては分かるような資料を提出してくださいというやり取りになろうかと思えます。

それから、周知の方法なんですけれども、これは広報紙5月号なんですけれども、うちの記事を1つ上げさせていただいております。それは通常のうちの今のこの特例ではなくて猶予の規定、延滞金とかもかかったりとかするんですけれども、担保も必要とか手続がちょっと面倒な部分もあるんですけれども、それは5月号にコロナウイルスの影響によるということで普通の一般的な猶予の話を書かせていただいております。

それから、専決処分で報告、承認事項になりますもので、町のホームページのほうにはこの申請の内容を今もう既に上げさせていただいております。それから、あとはL字放送等で流せば流していく予定であります。

以上です。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今回のコロナウイルスの感染症予防に関するいろんな手続、これは大変だと思うんです。それで、税務課長も日常の業務以外にこういう大変な、また不特定多数の人からのいろんな相談もあると思うんです。今の体制で大丈夫ですか。

というのは、その辺心配してまして、もし先ほどの10万円の給付についても何か臨時職員を4人とか5人とかというふうなあれもありましたので、税務に明るい人、町内にも結構いると思うんです。そういう人を臨時的に雇うなり、そんなことをしなくても住民に十分サービスできるのか、応えられるのか、その辺についてお聞きしたいと思えます。大丈夫ですか。

平野隆久議長

直江税務課長。

直江仁税務課長

先ほどの質疑に対してなんですけれども、今回のこのコロナウイルスの関係で徴収の猶予の特例に関して現状でできるものなのか、果たしてどれぐらいの規模の問い合わせがあるのか、窓口にとれぐらい来られるのかというちょっと不安はございます。何分初めてのことで、ただ、今のところ、うちでは職員10名ほどいるんですけれども、通常業務を行いながら対応をしていく予定でございます。臨時職員等は今のところは雇う予定はございません。

それからあと、この猶予の関係というのは非常に技術的な部分で、経験とか必要になってございます。現状、今、税務課の職員についてはほとんどの者が2年から3年、4年と経験豊富な人材がおりますので、十分今のところはカバーできるようには思っておる次第でございます。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

その話を聞いて安心しておりますけれども、本当に住民の人はコロナで経営的にも精神的にもまいつている人が結構いると思うんです。そういう人にもやっぱり積極的にこういう手続すればこういうふうな配慮していただけますよと、これは言い方、表現は悪いんですけれども、町の財政に関わるあれじゃなくて、国がいろいろこれ面倒見てくれるんでしょう、金銭的な面は。ですから、その辺は十分にやっぱり住民の人にそれがうまく伝わるように。

町の財政に負担をかけるので、遠慮しようかなとかそういう人も中にはいるかも分からないんです。ですから、その辺よくやっぱり説明していただいて、本当に困っている人に何か援助の手を差し伸べるような取組みにしていただければ、みんな助かると思います。

以上でございます。

平野隆久議長

直江税務課長。

直江仁税務課長

周知等、町民の方にはいろんな形で積極的にしていきたいなと思っております。

それであと、1つ先ほどの質疑の中で国からの援助という部分なんですけれども、この猶予の規定は減免ではなくお支払いを待ちますよという内容になりますので、本人の納付義務はありますので、国からの援助はこの猶予規定ではないので、そこだけはご了承ください。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第4 議案第42号については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

日程第5

平野隆久議長

次に、日程第5 議案第43号 令和2年度紀北町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

2番、田島明良君。

2番 田島明良議員

すみません、この議案が通りましたら、全町民対象ですもので、速やかにしていただきたいんですけども、現在のところ、どの予定で行う予定なのか、詳細をお願いします。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

お答えさせていただきます。

ただいま申請書等、発送準備のほうの発注には取りかかっている次第になります。紀北町の予定といたしましては、準備が整い次第、5月20日までには全町民に向けての発送を開始をさせていただいて、5月25日から受付のほうを開始をさせていただきたいというふうを考えております。

そこから5月25日から申請を受付させていただいて、早ければ5月中に第1回の給付を考えております。あとは、申請書を頂いたときに、順次支払いのほうをさせていただきたいというふうを考えております。

以上です。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

全部の町民にお知らせする必要がありますので、どのようなお知らせの方法を考えておられるのか、そちらもお願いいたします。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

お答えさせていただきます。

今回の特別定額給付金に関しましては、4月27日に紀北町の住民基本台帳に登録されている方の世帯主の方に対して申請書を当町から送らせていただく予定でおります。その申請書の中にはもちろん世帯主の方が申請していただく欄と、あと4月27日の世帯の構成員を印字したものの申請書を送らせていただく予定でございますので、それを各世帯に発送させていただいて、それが届き次第、中に返送用の封筒が入っておりますので、書類を準備していただいて役場のほうに返送していただくという形になっております。

以上です。

平野隆久議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

町のホームページとか回覧とかそういう方法は考えてはおりませんか、お知らせの方法について。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

周知としては広報等は考えてございます。

まずは申請書のほうを各世帯には発送させていただきますので、それからの準備をお願いしたいというふうに考えております。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

ちょっと遅いような気がする。大体今週中ぐらいに出して全部、来週中ぐらいに出るような方法を取れると思うんです、もう準備しとるわけですから。

それが1点と、もう1点は、何か20日か25日に締め切って、そこまで待つとって、それから皆に銀行振込か現金か分かりませんが、渡すと言うとるでしょう。締め切る時点で、早く申し込んできた人は早く着金するようにできないんですか。早く申し込んできた人がおりますよね、いつ発送されるんですか、それは。ちょっと遅過ぎる、緊急言うとるわけやから、これは町民の方かつかつしとる、これは。そういうところ、ちょっと行政は遅い、やることが。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

お答えをさせていただきます。

申請書に関しましてはちょっと先ほどとまた重複した説明になるんですが、白紙の用紙を送らせていただくのは簡単なことにはなるんですが、今、住民基本台帳に4月27日の基準日時点で、世帯に構成されている方のものを印字させていただいて混乱を招かないような形で

皆さんの各世帯にお届けをさせていただこうと思ひまして、それを印刷をかけているところ
でございます。

それが届きましたら各課から動員をかけて封入作業を行ひまして、できるだけ早くになり
ますが、20日までにはほかの報道では早めに送付というのありますが、紀北町では全世帯向
けに20日までに発送できるような形を取らせていただこうというふうに思っております。

その中で申請の受付に関しましては、申請受付から申請期限が3カ月というのがございま
すので、発送させていただいて、皆さんがお手元に届く頃から申請受付を開始させていただ
いて、先ほど申し上げました5月25日から申請の受付をさせていただいて、終わりが一応8
月24日までの期限を設けて進めさせていただきたいなというふうに考えております。今のと
ころ、本当にできるだけ早く確実な形で作業を進めさせていただくとという形になります。
ご理解いただきたいと思います。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

非常時の事態です。国会でも閣議は27日に決定したけれども、昭和の日の29日に国会で衆
議院、参議院で通りました。そういうことはもう予測できておったわけです。それなら、そ
の書類をつくつとかなあかん、もう。つくってすつと出さなあかん。これいつくれる、一体
どないなる、あれだけテレビ放映したらみんなすぐくれると思うわ、それは、1週間以内ぐ
らいに。それを事務でそんな紀北町でいうたらどうですか、今からやっても1カ月弱かかる
んじゃないの、着金するまでに本人に。

町長、その辺は町長もこの前の4月の議会あったけれども、その辺から準備しておかなあ
かんわ、4月の第2回の臨時会あったでしょう。こういうことは予測されとったわけですか
ら、それに対する対応がなっていない。これでは住民の付託に応えられない。だから、もう
ちょっとスピードアップしてやらなあかん。

今、あなた、いろんなことが機械化されとるわけでしょう。このやり方はアナログのアナ
ログや。もうちょっとデジタルにしてぴっぴつとやればできるわけです。ちょっと遅いな、
それは。恐らく町民から反感を私は買うと思うよ。その辺に対してもうちょっとスピードア
ップできるように町長から指示できないんですか。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

できるだけ早くということで、もう既に準備をしております。そういう中でこの議会議決いただいたら直ちにできるというような形で、恐らくマイナンバーのこと以外で申請書を送付して基本的に申請受付、それから払込みが始まるのは三重県でもトップクラスだと思います。

ほぼやはりデータをここにもあるんですけども、システム改修費と700万円入っております。こういったものもかかって、データを変更しながら住基のそういうものと連携させながらやっていかなければいけないので、まず我々は先ほども課長も言いましたが、できるだけ早くそれから確実にということで手続を進めておりまして、恐らく20日前後には送付して、25日から受付を開始し、受け付けたところから順番に入金をさせていただくようにしております。ほかの市町と比べても遜色のないスピードだと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

平野隆久議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

県下で早いのは当たり前のことやないか、人口が少ないんやで、そうでしょう。人口が少ない町において、さっさとやることはできるはずだ。マイナンバーいうたら、すぐ持ってきてぱっとして申請できるはずだ、そうでしょう。それを25日まで受付を、例えばこれ議決して今週中に出したとしたら、それは25日までその人は待って、それから1週間か10日後にもらえるということでしょう。これはちょっとおかしいと思うよ。それは一遍にぱっと振り込むほうが行政としてはやりよいと思うけれども、そりゃ四日市やとか桑名と比べたら雲泥の差の人口や。それを一番早いとか当たり前のことやこんなことは。当たり前の当たり前や、これは。隣の大紀町は7,000人ぐらいやけれども、さっさと、民間やったら3日でやるでこれ、本当に。

それぐらいのことをせなんだら町民の付託に応えられない、余りにもやることが遅過ぎる。緊急事態宣言でみんな生活がひいひい言っとるんやから、何を考えとるか分からん。もうちょっと町長はそういう点に対していわゆる臨機応変というんかな、そういう形がない。ノーマルな非常時のことをそのままさっさとやっていだけや。こういうときはぱっとやらあかん。そんなことやったら誰だってやる。非常に不信感を抱きますわ、町民は。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々としては、先ほども申し上げたように20日に送付させていただいて、申請が受付を開始されます。それから、人によって3カ月ありますので、早い人も遅い人もありますけれども、入った申請書が送られて確認したらすぐ仕送りできるようにということで、その第1回目がこの5月末ぐらいにできるのではないかと考えておきまして、人口的に1万五千何百人ということで15市町ではまあまあ多いほうだと思います。その中でも今後、他の市町のこともいろいろ発表されると思うんですが、我々としてはできる限り精いっぱい頑張っておりますので、ご理解いただきたいということです。

結構、後々いろいろなところが分かってくれば、きっと早いほうだったなどご理解いただけると思います。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

先ほど瀧本議員もおっしゃっていましたが、一日も早く町民の皆様のもとに届けることが大変なことだと思いますけれども、20日までにというのではなくて、それより早く、一日でも早く、区切りを20日までというので決めるんじゃなくて一日も早くするようにしていただきたいと思います。

そして、この申請は特に高齢化の多いこの地域については一人暮らしとか老夫婦のところなんか、なかなか届いたとしても、本人さんたちだけで申請書を書くのは難しい部分もかなりあると思うんですけれども、そういうことに対してはどのように対処されるのか、確定申告のときのように地区地区に相談に行くのか。私、そういうところまでやらなくてはいけないと思うんですが、そのことを1つお伺いします。

そして、今回10万円だけなんですけれども、国のです。ほかの市町では町独自の施策もプラスしたり、いろいろあるんですけれども、そういうことも討議されてこの結果になったのかどうか、それからする予定なのか、そのことについてもお尋ねしたいと思います。

そして、もう2点、お伺いします。

児童手当のほうは支給される方は確定しなくても決まっているわけなんですけれども、これも申請なんですか。以前は何か消費税が上がったとき、こういう世帯については申請しな

くても自動的にになったこともあったと思うんですが、そのところもお伺いいたします。

そしてあと、この体制を取るのに全部国の予算なんですけれども、会計年度職員を4人分という説明があったんですけれども、管理職の特別手当が40万円、時間外60万円、その詳しい説明をお願いしたいと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、一日も早くということは十分認識しておりますので、先ほどから何度も申し上げますけれども、この電算会社、紀北町が一番先に申込みさせていただいて紀北町から順番に来ていますから、うちから申請書が一番先に刷られてくるという形になるので、恐らくほかのまちはその後になるのではないかなと自分では想像しております。

ただ、一日も早くということは十分分かっておりますので、あと来て、やっぱり封書へ入れてそれで送ってまた戻ってきてというのがありますので、今ここにありますように会計年度職員も雇ってやります。それから、各課から1名ないし2名を集めて一斉にやるようにしておりますので、その封書して送るのもそんなに何日もかかるという仕事ではなしにやっつけられるものと思っております。

それから、相談の窓口につきましては、東長島公民館と町民センターをクラスター対策なので、広いところで相談を受け付けて、できるだけ相談して町民の皆さんが戸惑うことなく申請できるような形にしていきたいとそのように思っております。

それから、支援策につきましては、今回これに上乘せしてということは考えておりませんが、ほかの支援策を考えておりますので、それはまた提示させていただきたいなと思います。

あとのほうは課長のほうから答弁いたさせます。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

お答えさせていただきます。

先ほどほとんど町長がお答えいただいたんですが、補足の部分だけさせていただきます。

まず、発送に関しましては、町長が申し上げたように20日までに早くできるだけ発送する予定でございます。最大20日までには持っていききたいな、全町民の方に全世帯に向けて発送したいなというふうに考えております。

それと同時に相談窓口におきましては、発送と同時に郵送が着き次第、相談があった場合にさせていただけるように海山区では町民センターのほう、長島区におきましては東長島公民館のほうへ会計年度任用職員と職員を配置して相談の体制を取らせていただこうというふうを考えております。

以上になります。

平野隆久議長

宮地福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

先ほど児童手当の申請の話がありましたのですけれども、児童手当の申請につきましては現在、児童手当を支払っている方につきましては申請のほうは必要ございません。しかし、辞退するという方につきましては、辞退の申請が必要がございます。

あと、ほか公務員につきましても今回は役場のほうから支給をするようになっておりますので、公務員につきましては所属長の支給者であるという証明書をつけた上で申請が必要ということ、公務員だけが申請が必要という格好になっております。

以上でございます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

一日も早くということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、場所は町民センターと東公民館ということなんですけれども、そこへ行くまでも大変な方が高齢者の方が特におられると思うんです。「えがお」使っていったら600円かかりますしね、そこら辺も大変な交通の不自由な方もございますので、もっと私、先ほども言いましたように増やすべきだと思うんですけれども、各地区へ非常時なのですし、皆さん困っておられるんです。

そして、テレビでももう既に納入している、三重県下では町長1番、2番とおっしゃってられましたけれども、今は情報で毎日テレビ見ている中では町民の皆様、全国の情勢も知っておられるので、本当にきめの細かい全員が受けられるような申請できるような、要らないという欄もあるみたいなんですけれども、場所を増やすべきだと思いますが、そのところ。

そして、コピーも必要なんですけど、先ほど言いかけて止まりました。高齢者の方、特に自宅にコピー機のない方が多いと思うんですけれども、相談所ではコピーできる、また近所と

かそういう方も含めてコピーもしなければならないこともあるかと思うんですけれども、そのコピーが必要なかどうか、そしてその場所に行ったらコピーもしてもらえるとということも含めてお答えしていただきたいと思います。

そして、もう一点、この支給のほかにも考えているということなんですけれども、総務省のほうから5月1日時点で、感染症の地方創生臨時交付金についても通達があったと思うんですけれども、こういうことについても積極的に5月20日の締め切りということですが、考えておられると思うんですが、そのところも併せてこれからのことについてもお伺いいたします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

臨時交付金につきましては、もう既に三重県と50万円の中の25万円が各市町に大本という中で三重県の協力金が出るようになっていきますので、そこは紀北町も出させていただきます。予算的なものはまだ決まっておられませんし、上げるところまで行ってないんですが、三重県が払っていただいとという形になろうかと思えます。

それと、いろいろなことで確かにありますけれども、まず相談も受けることもできますし、いろいろとやっていきたいと思えます。できるだけコピーもしていただきたいと、自らですね。そんなに難しいこの10万のやつは申請書ではないんです。だから、そこも個人名なんかも打ち出してありますので、そういった意味ではほかの国がやっている申請なんかと比べるとずっと楽だと思えますし、我々も申請書のほうで出していただくほうが事務処理が大変早くなくて振込もそれだけ早くなります。

マイナンバーの何かでやっていただきますといういろいろ確認作業も出てまいりますので、我々としては、送らせていただいた申請書を送り返していただくというのが一番その方に手元に届くのが早いのではないかと考えておりますので、そういうことで相談が場所が少ないとは言いましてもいろいろ間違いのない説明もしなければいけないので、職員も配置しながらしっかりさせていただきたいと思えますので、クラスターのこともあって、本来は本庁でいろんな方が対応できればいいんですけれども、町民センターや東長島の公民館でしっかりと人員配置しながらやっていきたいと思えますので、ちょっとご足労だけは申し訳ないと思えます。

平野隆久議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

会計年度職員4人の採用ですか、3カ月になるのかなと思うんですけども、これは新たに
にするのか。これは全部国のお金なんですけれども、これ以上のことはできないというところ
まで今回予算を組んでいただいたのか、ひな形があっただけでこうなったのか。

そして、先ほどの答弁漏れなんですけれども、管理職手当、時間外、どれぐらいを考えて
いるのか、お伺いします、再度。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

お答えさせていただきます。

会計年度任用職員に関しましては、今回国の補助を頂きますので、新たに短期間ではござ
いますが、この特別定額給付金の受付用に雇用をさせていただこうというふうに考えており
ます。

時間外のほうになります。これからやはり申請の受付業務に関して様々な時間外を要す
ることが予測されますので、それを見越した部分の最大の予算の措置を取らせていただい
とる形になります。

以上でございます。

11番 近澤チヅル議員

答弁漏れ、管理職手当について。

平野隆久議長

はい。

上村毅住民課長

すみません、一般の職員だけではなしにももちろん管理職も一緒に夜の作業につく可能性が
ございますので、その部分も見越しての時間外手当を予算計上させていただいた形となりま
す。

以上でございます。

平野隆久議長

ここで10時50分まで休憩といたします。

(午前 10時 34分)

平野隆久議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前 10時 50分)

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

12番、入江康仁君。

12番 入江康仁議員

先ほど来のいろいろな質疑の中で、私はこの給付については町長、これ現実には今はどういう事態であるかということの中で非常事態、また緊急事態ということのを重きに置かなあかん時期やと思うんです。それはあなたも24日の臨時議会があった後で、国のいろんな形の中でこの給付金に関してあるので、7日に臨時議会また早急やけれども、開かせてほしいという認識は持っていましたよね。私らもそういう認識の中で各町民からいろいろ聞かれて、7日に臨時議会あってこれを議決するから、もうすぐに出ますよというのが私たち皆に返事してるんです、私独自の考えで。

その中で今の答弁は悪いけれども、私は一生懸命やっている職員の課長連中には悪いんやけれども、実際言うてのんびりし過ぎとらへんかということのを常に今感じました。要は国会自体もそうでしょう。国会自体も日曜祭日言わんとずっと開いとったでしょう。それはなぜかということは、非常事態であり緊急事態やと。仮にこれは有事の何かがあったときにはどないしとる。普通だったら町長、あなた、その認識を持った時点で課長連中、休みの連休でもいいですよ、29日ずっと国会もやとるんだからこれは早くなるなど、7日には発送できるようなあれもあるじゃないかと、課長だけでも集めて次の方針に関してやとらなあかんですよ、当然これはトップとしてあなたしかできないことですから。あなたの責任でやはり私はある課長に言うた。これも日本で一番先に出したというぐらいに準備せないかんわなど、2、3の課長には私は言いました。

そして、今、答弁の中で、紀北町は一番だ、なぜ一番だ、電算の申し込んだところが一番だからと言うけれども、町長、これは三重県でもここばかり頼っているところはないと思いますよ。各地自治体で、自分のところの住民台帳を使ってでも早くしようというところがあると思う。私は怠慢やと思うわ、これ、町長。何も有事だ、非常事態だ、緊急だという認識がちょっとないように思う、私。

やはりここはもうちょっと私ども町民に説明しとるように、また地域から言うたように各自治体どうなったと、一本化じゃないですよ、これ、北海道のほうのまちやったか、これももう出るということを見込んで各町民に10万ずつ渡しとる。その渡した返済はこの交付金が来て差し引くということで、現実に困るところもあるじゃないですか。だから、私はここで町長にいつも言いたいことは、町長、国や県やそういうことの中で動いとるのも確かにせなあかん。枠の中で行政はせないかんこともあるけれども、私は公共交通システムも紀北町独自の考え。またこの給付に関しても紀北町独自の案を持って、あなたは緊急、非常事態だから、この連休らでも29日に決定したとき、すぐに課長連中にすぐにでもできんかと。そのために国は非常事態であって1兆何千億円の予算を補正ですぐに決めたんでしょ、これ短期間のうちに。その認識があるから1兆2,000億円ですか、補正を認めてやっとるですから国自体が日曜祭日返上しての国会ですから、これが非常事態、緊急なんです。

私は、その中で今、行政の立場として、町長の立場としてもうちょっと強いリーダーシップを持ってやっていただきたいと思うんですけれども、これを町長、一日でも早く、来週のあれに発送しながら20日で一旦締めて、大体受け付けを始めて25日で一旦締めてと言ったから、住民課長、締めた中のをすぐに振り込むと言うとるけれども、これ本当に一日でも早くもっとできるようなシステムにならんのですか。そこのところちょっとお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員、一日でも早くというのはよく分かりますし、我々もそのようにしたいと思っておりますし、ただ、こういった電算会社とのやり取りももう20日以前からやっついまして、今一番早く手続がそういう申請書の印刷等も紀北町が一番早いぐらいで来るようになっております。

そういう中で今日7日です、8日に来て封書入れて、それから出します。それから、郵便局で今、四日市のほうへ一旦行きますので、そういう日程もかかりますので、我々としては

一日も早くということでやっていきたいなと思っております。

そして、我々もこの連休、一日も休んでおりません。役場へ出てきてパトロール行ったりやっていますし、この電算会社も連休中も来ていただいてやっております。そういう中で進めている中での今の紀北町の精いっぱいできるのがこのスケジュールではないかということでお示しさせていただいたので、ご理解いただきたいということしか申し上げることはできませんので、よろしくお願いを申し上げます。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

だから、町長の立場も分かるんです。やっぱり非常である、緊急であるということだけは皆さんに認識を持っていただくように指導して、それで今、町長、その電算管理の中でこの紀北町の中には住民台帳というのはいないんですか。紀北町独自のあるんでしょう。当然、電算会社はそれをサブ的にデータとして持つとるだけなんでしょう。だったら、私は言いたいのは、なぜ住民課の住民台帳を主にしてでも作業できなかったかということを知りたいんです。その電算会社のほうに向いて、それはあくまでもサブのところまで皆、登録したのを持っていくだけでしょ。それはどのようなシステムの中にあるんですか、ちょっとそのシステムを。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的に住民基本台帳あります。それを今の正式な様式の中へ入れ替えないといけないものですから、そういうものをして、住民の方が分かりやすい様式というのがあるんです、国のほうのやつの様式が。それへデータを連携させて印刷をかけるという形になりますので、住民基本台帳をそのまま住所だけ打てばという話ではないので、そういう着実な国のフォームへ移し込んでやらなきゃいけないということがひと手間ありますので、そこは時間結構かかったりするところがございます。

平野隆久議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

町長、その様式を電算会社と言うけれども、それは当然、住民台帳があればその様式その

ものは課長連中が皆、作れるでしょう。それを今のように1つ入れたらだっと出るんじゃないの、紀北町の住民台帳をベースにしたパソコンの中へ入れたら様式を、名前をだっと流せるんじゃないんですか、私はそれを言いたいんです。

それを仮にざっと電算会社に様式を投げて、ボタン、ポンと押したらだっと出るようなシステムの中でやっと思えます。しかし、私が言いたいのは、ある程度の24日に臨時議会したときに、この10万の給付金のことは情報として入っていたんだから、だから7日には臨時議会というんだから、それまでに手を打てたんじゃないかということなんです、町長、電算会社に頼んでも地元の自治体でできたんじゃないかということを私は言いたいんです。

私は24日から今まであるわな、その期間に町の中で独自にそのあれをできなかったかなと、それでちょっとでも少しでも町長に住民に早くやろうという意識があればまたいろんなノウハウが湧いてきますよ、課長会議。私、いつも言っているように官僚ですよ、官僚会議を開いてやればいろんな方法で、ちょっとでも連休の前にも出せたんじゃないかなと。だから、システムにこだわらなくやっとなるのが今の北海道でもやった、出すもの出して、国はできるだろうと貸付けのような格好で、それで入ってきたら差し引きますよと先に配るところもあるんですから。

だから、一律にどうのこうのじゃない、私が言いたいのは紀北町独自の中で一日でも早い町民に給付できるような体制を町長は考えていただきたかったということを知りたいんです。これからもいろんなことあると思いますけれども、そういうことの中で答弁を頂いて、もう3回目。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃる意味もよく分かりますし、我々も4月の中旬からもう動いております。中旬から動かしていただいて、やっこのレベルでございます。

それと、住民基本台帳をこういう様式に併せて様式変えていただいて、これを印刷してもらわないといけないんです。それが700万円です、この事務委託です、700万円ぐらいだと思うんですけれども。こういうやつが様式、これはばらばらになっていますけれども、これを1枚にして電算会社でここの住基表からこっちへ、ここらが住所とかになるんですけれども、それをやらなきゃいけません。それで、封筒の印刷もします。そして、ここが国で示された様式のやつを印刷してもらって、そこへ電算会社絡むわけなんですけれども。

そして、我々は、封筒を電算会社に頼むとやっぱり日本全国から寄ってきますので、三重県全体から寄ってきますので、それは封筒は一日でも早くということで地元の印刷屋で封筒を印刷してもらっています。そういうことで、これは4月の中旬過ぎから準備をして、調整しながらさせていただいておりますので、議員おっしゃるように一日も早くという努力は一生懸命させていただいておりますし、電算会社もこの連休も来ていただいて、我々も役場へ出ていろいろな対策について会議をやりながらやっておりますので、そこら辺はご理解いただきたいとしか言うことができませんので、よろしく願い申し上げます。

平野隆久議長

ほかに質疑の方はありませんか。

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

2点、質疑いたします。

今回これを議会で議決した場合、電子申請についてはすぐ開設をするのかということと、タイミングです、開設の。

それと、電子申請の場合でも振り込まれる日というのは同じ日付になるのか、郵送で届いた方が郵送した場合と同じになるのかということと、あと、町のほうでは事例あるかどうか分かりませんが、DVで別に住んでいる方というのは4月中に申請をすることになっていました。5月に入りましたので、DVで別に住んでいる方については世帯主にまず振り込まれて、その後、返金するという形になるのか、ちょっとその点お願いします。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

お答えさせていただきます。

先ほどのオンライン申請につきましては、今回の特別定額給付金に関しましてはオンライン申請と郵送申請の2種類がございます。そのそれぞれの申請ごとに申請の受付日を設定できるというふうになっておりまして、それぞれの市町が受付を開始した日から3カ月が申請期限という形になっております。

紀北町といたしましては、今オンライン申請の受付日におきましても、郵送申請と同じ5月25日からの申請受付をさせていただこうということで進めております。

それとあと、DVの関係になりますが、支援措置をさせていただく方におきましては、今

紀北町のほうでもその対象者におきまして抽出をさせていただいて、既にもう確認をさせていただいたとる次第にあります。その方におきましては、個別に適切に申請事務を行えますように、今、事務を進めている最中になります。

以上でございます。

平野隆久議長

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

でしたら、DVの方に関しては世帯主に振り込まれて、後からその方に返金をしてもらうという形になるのか、ちょっとそれと、あと、オンライン申請と郵送での両方手続はその本人がどちらか選ぶわけですけれども、町としては郵送での受付けのほうを勧めるのか、ちょっとその点、回答頂きたいと思います。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

まず、DVの支援措置の方に関しましてですが、紀北町の中でも支援措置の対象の方に関しましては数件ございます。その中で本町のDVの関係の支援措置を取らせていただく方に関しましては、世帯の中に複数の世帯員がおる場合ではなしにお一人ずつの世帯となっておりますので、そこら辺は間違いなく適切に給付ができるのではないかとということで、今、事務を進めている形になります。

それとあと、オンライン申請に関しましては、ほかの市町でも早くから申請受付をされている市町も実際ございます。今その他市町の情報を確認をさせていただいている中で、やはりマイナンバーカードをお持ちの方がどなたでも申請できるという形になっておりまして、世帯が例えば3人の方がおられて、その方がそれぞれマイナンバーカードをお持ちの場合は3名の方が申請できるような状態になっておりまして、その中でどなたが世帯主なのかという世帯主の特定ができないような状態と、あと本人の方が何度も重複申請をされる方もおるような状況になっておりまして、それがありますと、やはりそのデータを本庁のほうに持ってきて事務を給付をするに当たりましてはかなり一つずつの確実な詳細のチェックが必要となりますので、なかなかちょっとスムーズに難しいのかなというような状態もございますので、その辺は今、国とか県とかと調整しまして、そのような事例を解決することができないのかという調整も図らせていただいておりますが、なかなかそれによってスムーズな給付が

無理な場合は、オンライン申請のほうも諸問題が解決してスムーズに給付できるようになってから開設をしていきたいなというふうに考えておるところになります。

オンライン申請のほうも郵送申請と同じで、申請をしていただいでうちがそのオンライン申請のところからデータを取り込みまして、同じような形で給付の事務は進めていただきますので、オンライン申請給付と当町のほうに申請を頂いたときには同じような形で給付の事務を進めるという形になりますので、申請があつてから郵送の方とオンラインの方が同じ時期に申請をしていただいたら、同時期には振り込みをさせていただきたいという形で進めております。

以上でございます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

私は質問は3点ほどなんですけれども、1点は締切りの話でございます。申請期間は3カ月ということになっています。この3カ月を過ぎても出さなかった方が多分みえるか分かりません。出してこなかった場合、そういった場合は消えてしまうかどうかその資格が、それをまずお聞きしたいんですけれども、以上、お願いします。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

今、国から示されている申請期限は先ほども申し上げたように3カ月になっております。それを遅れた場合に関しては給付をしないという形で国のほうも示しております。

以上でございます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

私もそうじゃないかなと思っておったんですけれども、実はうっかり忘れる方がある、これが1点。もう一つは自分の意思で申請しない人。例えば高齢者なんかで一人住まいの方なんかでうっかりでもないんですけれども、忘れてしまうというかしたくてもできない方、こういった方は拾えないのか。実は先ほどの保健課長が言っておりましたけれども、児童手当の場合は原則で全員に配ると、辞退届がなければ、そういった形にならないのかと。要する

にしたくてもできなかった方の遺漏がないようにしたいわけです。これを何とかしていただきたいなということでございます。どうでしょうか。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

お答えさせていただきます。

ご質問のうっかり申請を忘れた方に関しましては、一応まず今回、20日までに全世帯向けに郵送をさせていただこうというふうに考えております。その中で5月25日申請受付の開始をさせていただきますと8月24日が3カ月の申請期限となります。最初のしばらくずっと例えば7月に入ったぐらいには、今度は本人に宛てまして未申請の方に関しましては確実に郵送されるような書留申請で、もう一度再度、再申請の呼びかけもさせていただこうかなというふうに考えておるところでになります。

それともう一点、自分の意思で申請をしない方に関しましては、申請書の中にこの給付金を希望する、希望しないという欄がございます。国からの示されたQ&Aによりますと、申請されない方に関しましては、町から申請書が届いた場合は、申請期限が切れるまで返送しない場合に関しては申請しないこととなりますよというQ&Aは示されておりますが、当町としましてはもしそういった方がお電話で問い合わせがあった場合に関しましては、事務を効率よく進めるためにも、その中に返信用の封筒が入ってございますので、お手数なんですけど、希望しないというところにチェックを入れていただいて返送させていただきますと、この世帯に関しましては申請する意思がないのかなというふうに事務としても判断できますので、それを積み重ねていきますと最後のチェックも確実になるのかなということで、そこはそういう形で事務の効率を図るためにもちょっとお願いをしていこうかなというふうに考えております。

以上でございます。

平野隆久議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

大体分かりました。ただ、私が一番心配しているのは、自分の意思で申請しない人は放っておいても僕はいいと思います、失敗しても。ただ、先ほど書留で送られると言われたでしょう、来ないところにつきましては。そういったときにそれでも書留で見ても分からない方

ということないんですけども、そんな方もみえるか分かんないと思いますので、ちょっとプライベートにも関することですけども、民生委員さんのご協力を得てそういった方、確認というようなことはできないんでしょうか。

以上です。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

書留に関しましては本人宛てに届きますので、その封筒にはもちろん担当の窓口の電話番号は書かせていただきますので、それでご連絡を頂ければというふうに私どもは思っています。

その中で申請書の中に代理申請という欄がございます。封筒を開けていただいた場合にはその場合に関しては委任状は要りますが、地区の民生委員さんがその方に代わって申請をしていただく、そのときにはその民生委員さんの委任状をもって申請していただくということでは受付は可能となっておりますので、その辺はまた議決後、民生委員さんのほうにはいろんなご相談はさせていただきたいなというふうに考えております。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

3番、柴田洋巳です。

今朝、私、この議場に入る前に住民の方、何人かに連絡しました。というのは、10万円給付されるけれども、どういうふうにもらえるか知っていますかという話したら、テレビで何か言っているけれども、どこからも連絡ないしというようなことです。要するに住民の方はテレビの情報しか知らない、まず1点。

それから、先ほど入江議員とか瀧本議員、それから近澤議員、一日も早く支給するようにと、怠慢じゃないのという話がありました。町長は県内で一番早いとかどうのこうの言っているんです。とにかく今回のコロナに関してですけども、町長のほうから議員に緊急事態なので、あるいは非常事態なので集まってくださいよとそういうことも一言もないわけです。これは今日の報告についてもそんなこと一切ありません。テレビや新聞で出ていることばかりです。先ほど入江議員も言っていましたけれども、紀北町独自の取組みを私はこう考えて

いますよというのが一つもないんです。要するに住民、議会、行政、一体感がないわけです。その辺について町長はこれからまだコロナが続きます。どういうふうにしてその一体感を保とうというかつくろうとそういうことについて、考えをお聞かせください。お願いします。

平野隆久議長

柴田議員、よろしいですか。

今、今後のことについて、ちょっと10万円の予算ですので、10万円に限定した質疑でお願いしたいと思います。再度お願いいたします。今回の43号の10万円の補正に対してですので、それに対する質疑でお願いしたいと思います。

3番 柴田洋巳議員

言いたいことはそういうことなんですけれども、とにかく今日のコロナ対策報告について、10万円の支給についても当初の報告にはなかったし具体的な、そういうことで一体感がないということをお聞きしたいんです。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと何を言いたいのがよく分からん部分だ。

我々先ほど何度も言いましたように、できる限り一生懸命という努力は紀北町としてできる限りは緊迫感持ってやっております。そういった中で今後どうするかということも議長とも相談しながら、この後ちょっとお話しせてもらおうと思う部分もあるんですけれども、そういうことでいろいろと我々としても提案すべきところはしなければいけないと思っております。

そういうことを考えると、議員も思ったときにどんどん役場のほうへ来ていただいて、今ここどうなっているというご指摘も頂きたいなと思います。全協とか議会だけですと、部分部分そのときのタイミングのものしか出ませんので、今例えば紀北町がどういう状況で動いているのかというのをやっぱり探りに来ていただくというか、役場に来ていただいているいろいろお話聞いていただければより一体感が生まれますし、こうこうしたらどうなんやとご提言も頂ければいいのかなと思いますので、我々としてはコロナについては先ほども申し上げたようにこの連休も休みなしに出てきていろいろ対応を行っておりますので、ご提案等があったら随時議員の皆さんからもお越しいただければありがたいと思います。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

先ほど来、4月からコロナの対応が始まって連休中も仕事していると、我々も仕事したいんです、本当です。ですから、町長から私に声かけしましたけれども、我々もそういうことを考えているんです。それが一体感につながっていくと思うんです。ぜひ声かけしてください。その10万円の支給についても、どなたかがお金を数えに行きますよと私の仲間が言っていました。例えばそういうことでここは議員の力をかりて、議会の力をかりてできるだけ早くお金を配る、何かしたいとそういうことにぜひ呼びかけていただきたいなと思います。

以上です。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いろいろ考え方あろうと思います。行政事務と議員の役割、そういったものはいろいろと分けてやっぱり活動していただければよろしいのかなと思います。行政事務的なものはどうしても他の方に見せられない部分もございますので、それは何がかにかという意味ではございません。議員としてできることは議会の中でもお話をさせていただければ結構なのかなと思います。

平野隆久議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

そういう件につきましては、私は熊野市とかあと紀宝町、その他の自治体の事務職員とか議員に聞きました。先ほどの一体感の話なんですけれども、やっぱりこれまでにコロナに対して臨時議会とか、それから全員協議会とか何回もやっているところがあるんです。この紀北町は町長の一方的な報告だけで、我々とかこういうふうな話合いしたことは今回初めてだと思います。そういうことを重ねて申し上げておきます。

平野隆久議長

答弁できますか。

尾上町長。

尾上壽一町長

議長といろいろ相談しながら、情報に関しては連絡させていただいたり、棚入れさせて

いただいておりますので、議員の皆さんもその情報を基にどういうお考えかをお伝えいただければよろしいのかと思います。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

6番、原隆伸。

4点ほどちょっと質問したいんですけども、まず私は今日、議会始まるに際して、町長から真剣に緊急事態ですので、できるだけ早くするように準備しますということでございましたので、可決すれば即実行できるような状態になっているものだと今日この場まで信じていましたけれども、聞くと全然違っていました。私の早とちりやったなと思う次第でございますけれども、これに際して4点について質問させていただきます。

1点として、現在の準備状況、これは備品購入費とかそういう印刷物とか封筒とかそういう準備は万全にできて、もう即実行できるような状態になっているのか。

それから、2点目として、内容は今、個別に住所氏名を印刷するとなっておりますけれども、この電算事務委託料の中の印刷業務というのは大体1時間に何人分印刷できるのか、そうすると1日に何人分印刷できるのか、それで全員分印刷するために何日かかるのか、この詳しい説明と、それから実施予定日、これを実施するために今、工程表でどのような工程を組んでいますと、それでこれを配達するためにどのような工程を組んでいますと。工程表というのはあると思うんです。役所のことですから、5月20日というのは絶対遅れの無い万全の態勢で日程を組んでいると思う。この万全な体制ということは安全率見とるはずなんです。この安全率をぐっと絞ったらいつまでにできる可能性が生まれるのか、それについて詳しくご説明いただきたいと思います。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

詳しくは課長のほうから答弁いたさせますけれども、基本的には何をやっても事務手続やそういう業務上の手続、そういう手間がかかるのは事実なので、そこはご理解いただきたいなと思います。

ずっとした流れは今までもお答えしたんですけども、課長のほうから答弁させていただ

きます。

平野隆久議長

上村住民課長。

上村毅住民課長

お答えさせていただきます。

まず、今の準備状況になりますが、今のほうは議員おっしゃっていただいたとおり、各全世帯に送るための申請書の印刷の発送準備、それとそれを同封します封筒と返信用封筒の発注はいたしております。あとはその納入を待つ状態となっております。その中で発注物が届いたときには、先ほど町長からも申し上げましたように、各課から職員を動員いたしまして、その封入作業を行う予定であります。

その中で、3点目のほうになりますが、最大20日までの間に紀北町といたしましては全世帯分を封入させていただいて、それを郵便局のほうへお持ちさせていただいて発送の準備をさせていただこうというふうに思っております。その中で20日までにというのは安全率100%を見て、それまでには局のほうへお持ちしようという形になっております。郵便局のほうとしては、それから町内全域には約1週間の配達時間をくださいというふうには言われておるんですが、そこも一応短縮をさせていただいて、できるだけ早く発送準備をお願いしようという形を取っております。その中で申請開始が先ほども申し上げましたが、5月25日の月曜日からという形となっております。

あと、1日にどれだけの枚数を打ち出せるかというのは、申し訳ありませんが確認はしておりますが、津市さんの例におきますと、津市さんでは印刷に関しましては4日ぐらい機械を回し通しでかかるという形になりますので、それを差し置いてではないんですが、紀北町の分はその前に印刷をお願いできないかということで調整をさせていただいて、印刷物を頂く予定であります。

以上でございます。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

要するに1時間で何部できるのか、1日で何部できるのかそれを知らずして工程表はつくれるんですか、できないと思うんですけれども、それはイロハのイだと思うんです、基本が。津で4日なら、例えば紀北町の数であるならば1日でできるような気がするんですけれど

も、そこら辺はどうなっていますか。

それで、具体的に切手貼るのに何日ということであれば人数を増やすとか、そのことによってチェックする人間も当然必要でしょうけれども、そこらを人数投入することによって早めるとかというようなことは可能やと思うんですが、これを早めるためにどういう努力をすればどういうふうな改善策が見られるとそういうことを考えたことはあるのか、また今後考えるつもりはあるのかというところをお聞きします。よろしくお願いします。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういうことをして今のスケジュールを我々としては立てておりますので、先ほども申し上げたように例えば大きな市が3日も4日もかかるというので、できるだけ職員の努力で早くしてほしいという努力もしています。そういったものの一つ一つの1時間に何枚ではないんですが、そういうことからすると明日に納品されるであろう、そこからまたそういう先ほど言ったような事務的な手続もやるであろう。

ただ、これは予測の中で我々はできるだけ早くというお願いをしておりますので、そういったものが予定どおり来れば今のスケジュールでできるということで、ずっと4月から詰めてきたお願いしてきたことが今示したような日程になるということです。

平野隆久議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

お願いしたとか進めたとかそういう話やなしに、物事を進める根拠ですね、我々が理解できる根拠がないと本来町長が言っとることをするならば、それなりの根拠というのを考えると思うんです。

例えばこの行為に何日要するとするならば、これを8時間やるんだったらこれを24時間にしたらどうだろうかとか、役所ではなかなか難しいかも分からんですけども、緊急を要するという考え方で強調しているんですから町長自身が、だからそれを緊急時にやるためにはどうやってすればいいか、例えば電算会社に郵送するとかいう、郵送するんやったら自分でそれを持って車で走れば今やったら1時間半ぐらいでそれを届けることができる。そういう何ていうんですか、緊急時の応用力というんですか、ここは本来こうなんだけれども、応用力を利かせばこういうふうになる可能性があるやないかとその可能性を実現するためにはど

うしたらいいのかと、どうしようかと頭を絞るべきやと思うんですけども、それについて皆さんのご努力と今後の思いを実現するための努力の経過というんですか、そういうつもりがあるのかなのか、していきたいと思う気持ちがあるのか、それについてお考えをご説明いただきたいと思うんですが。

平野隆久議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々でできること、それから外へ出さなければいけないこと、それはいろいろあって外へはできるだけ早くお願いしますということでいろいろ努力をしています。我々のできることは言うたら課だけではできんから、全庁から職員を集めて少しでも一日でも早く配布しようというそういうスケジュールをやって詰めてきて、できるだけ早く住民の皆さんにお金を振り込める入金できるという努力していますので、それは先ほど言うたようにいろいろと休みもなしで職員も頑張ってくださいこういう詰め方をしておりますので、こういうスケジュールで行きます。

ただ、スケジュールはスケジュールで、20日頃に配布するとなっておりますけれども、できれば一日でも早くやりますし、また何かのシステムのエラーか都合で遅くなれば遅くなってしまうこともあります。ただ、我々としては遅くなることのないように、少しでも一日でも早く届けられるように努力をはしてまいります。

平野隆久議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第43号については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平野隆久議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

日程第6

平野隆久議長

次に、報告案件に入ります。

日程第6 報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

それでは、提案者から説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

2件の議案につきましてご可決をいただきまして、誠にありがとうございます。

引き続きまして1件の報告案件につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告についてであります。令和2年1月14日、午前11時31分頃、三重県北牟婁郡紀北町相賀1945番地4地先の交差点入り口付近におきまして、学校教育課職員の運転する公用車が右折した際に青信号で横断歩道を横断中の相手方と接触し、加療約3週間を要する障害を負わせる事故が発生いたしました。

この人身事故につきましては、本年4月27日、損害賠償額を13万7,332円として和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告につきましては以上でございますが、今後このような事故が発生しないよう、より一層、交通事故防止のための対策を徹底してまいりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

平野隆久議長

以上で報告案件についての提案理由の説明を終わります。

本件は、地方自治法第180条の規定による議会の委任による専決処分であることから質疑は行わないとされていますが、ただいまの説明において内容等について不明確な点があれば再度説明を求めるということで発言を許したいと思います。

それでは、発言される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平野隆久議長

以上で発言を打ち切ります。

報告第1号については聞き置くことといたします。

平野隆久議長

以上で本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

それでは、これで令和2年第3回紀北町議会臨時会を閉会といたします。

(午前 11時 35分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和2年 6 月 16 日

紀北町議会議長

平野隆久

紀北町議会議員

東 清剛

紀北町議会議員

中津畑正量